

## 要配慮者対策の必要性

- 近年の大規模震災、風水害での死者の過半数が高齢者等の要配慮者であったことから、各区市町村において要配慮者対策が進められている。
- 平成25年6月の災害対策基本法改正による避難行動要支援者名簿作成等の区市町村への義務付けや、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府防災・平成25年8月)」の作成を受け、さらなる取組の推進が求められている。
- また、改正災害対策基本法及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府防災・平成25年8月)」には、発災直後の避難行動支援だけでなく、避難所、二次避難所(福祉避難所)、在宅における生活を継続的に支援する必要性が示されており、体制整備が求められている。

## 区市町村の要配慮者対策の現状

≪総務省消防庁調査(平成27年4月1日現在)≫

避難行動要支援者名簿の整備状況

【総務省消防庁HP】

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/08/270828\\_houdou\\_1\\_01.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/08/270828_houdou_1_01.pdf)

○名簿作成済: 21区市町村

○名簿作成中: 41区市町村

⇒・地域防災計画の修正  
・名簿作成方法の変更等 が必要

## 28補助事業の概要

### ①避難支援体制の整備事業

要配慮者、特に、避難行動要支援者の避難体制整備に当たり、改正災害対策基本法により義務付けされた範囲を超え、関係機関の連携や名簿情報の共有化を推進する事業について、経費補助を行う。特に、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)策定に向けた取組を促進する。

※人工呼吸器使用者の個別計画策定事業を含む

※避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費については、地方交付税措置がなされていることから、対象外

### ②避難生活支援体制の整備事業

避難所、二次避難所(福祉避難所)、在宅における要配慮者の生活を支援する体制を整備する事業について、経費補助を行う。

(事業例)

- ・避難所において要配慮者対応を担う人員の育成
- ・近隣自治会等による福祉避難所支援体制の構築

### 【補助基準額】

2,000千円/年 (補助率 1/2)

### 【補助対象経費】

要配慮者支援体制の整備に要する経費

※ただし、個別地区や要配慮者個人に係る備品の購入費や施設の修繕費は対象外

## 事業スケジュール

